

川崎尚之助こう攷竹内力雄たけうちりきお (新島研究会員)

I 八重は川崎尚之助の妻なり

川崎尚之助(以後、尚之助と略)は「八重の桜」放映迄、無名の人であった。新島襄夫人・八重の前夫である事を初めて知った人も多い。

八重は生前(昭和7年6月14日没、享年84)、会津戦争については饒舌に語っているが、共に戦った夫・尚之助の事は何一つ語り遺していない。兄・山本覚馬(明治25年12月28日没、享年64、八重より15年上。以後、覚馬と略)が義弟・尚之助について語った記録も皆無である。

唯一人身近な存在として、覚馬、八重の母親・佐久(明治29年5月24日没、享年86)のみが尚之助を語っている。佐久が同志社女学校舎監時代(明治11~16年)に会津籠城戦(慶応4年8月23日~明治元年9月23日開城迄の1ヶ月)で八重が前夫を助けて、雄々しく戦った様を幾度となく女生徒に語っていて、それを佐久の膝下に集まって聞くのが彼女らの無上の楽しみであった、とある(高畑菊二明治17年6月邦語科卒の懐旧談『創設期の同志社』)。

尚之助の最も身近な人達から彼の人となりを知る手掛りは全くないが、初期の同志社では少なくとも、八重には前夫尚之助と記されてはいない)がいた事は知られていた。

八重も共に、会津戦争を生き抜いた会津人士の遺稿には、「八重は尚之助の妻」と明記されている。

荒川勝茂(天保3年生、没年不詳。数え年75の明治39年迄は存命)の『明治日誌』(慶応4年8月25日の項には「…中二毛廊下橋(会津城本丸と二之丸間の橋。いざ、の時は橋を遮断して本丸を守る)ヨリ小田山(城の東方約1500mの小高い山。敵の砲陣があった)へ打出す大砲(城中一門のみの四斤砲か)ニテ敵ヲ悩セシ也。是ハ山本覚馬妹ニテ川崎莊之助カ妻ナリ。流石ハ砲術師範ノ家ノ女子ナリ大砲ヲ発スル業誤ラス敵中へ破裂ス諸人目ヲ驚ヌ。身ニハマンテルヲ纏ヒ小袴ヲ着ケ。宛モ男子ノ如シ…」とある。この「日誌」は明治30年代に成ったものとの事であるが、世に知られるのは遅く、平成2年刊の星亮一著『敗者の維新史』で、その一部が明らかになった(全面翻刻は2年後の同氏による『荒川勝茂・明

治日誌)。

明治37年4月刊の北原雅長者『七年史』下巻にも『明治日誌』と同様に「川崎尚之助が妻の八重子は、山本覚馬が妹なり」とある(北原雅長者は覚馬が長崎へ随行した神保修理の弟。明治6年、明治政府の工部省出仕後累進して、明治22年、初代長崎市長。東京市下谷区長を最後に官職を辞めている。大正2年没、享年72)。

明治44年6月刊の奥寺龍溪著『瓜生岩子』全』には「川崎八重子は砲術家山本氏の妹」とある。瓜生岩(岩が正式名。明治30年没、享年68)は、会津藩領喜多方の北方、熱塩の生まれで、会津戦争時、戦禍に苦しむ幼童を救出したのを手始めに、社会事業をなした女性として広く世に知られ、この分野では、八重を知らずとも瓜生岩を知らざる会津人士はいなかった存在である。川崎八重子である事は意外に早く、活字になっていた。

昭和8年8月刊の山川健次郎監『会津戊辰戦史』には「川崎尚之助の妻八重子は山本覚馬の妹なり」とある。一方、昭和12年刊の『男爵山川先生遺稿』の中の、大正13年9月稿「会津台覧に供奉の感想」には「(城中)数門の大砲で、仰

いで大窪山(小田山の南側斜面)の敵陣を砲撃して12門は沈黙させた。此の砲撃の任務に当たったのは、但馬辺の浪人で川崎尚之助と云ふ人であつて、其の助手は山本八重子と云ふ婦人であつた。此の八重子の兄は山本覚馬と云ふ会津藩の砲術家で、識見もあつた人だつた…」とある。その後、新資料を得て、先の「川崎尚之助の妻八重子」と改めたものと思われる。

山川健次郎は会津藩出身者として学界で異例の地位に昇り、また、幕末・維新期の会津史の執筆・編纂に深く関わった人物で、「東京会津会」の中核として、会津に関する膨大な情報が彼の許に集積していたのであるから、後述の、尚之助の一身を捨てての糧米調達の顛末も、兄・山川浩の関わった事ゆえ、当然、知悉していた筈にも拘らず、尚之助は彼にとつて一介の浪人に過ぎなかつたのである。

政権の最高学府に身を置く事を力として「会津は朝敵に非ず」と叫び続けた山川健次郎にとつて尚之助は、明治政権を転覆せんと謀った永岡久茂(後述)の近辺にいた存在として、取るに足らぬ、ではなく、取つてはならぬ浪人であつたと

いえる(健次郎の米国留学は永岡久茂の推挙による事はよく知られている)。

会津籠城戦での、会津藩士の目に映つた尚之助の姿も紹介しておく。

高木盛之輔述 斎藤肆郎記『会津籠城記 中 中軍護衛隊』には小田山の敵砲陣を誤らず射撃する尚之助の腕の確かさが語られている。

永岡清治著『旧夢会津白虎隊』では、彼の、巨砲を鑄造して会津を守る、という壮語の逸話などが記されている(永岡清治は八重の父・権八の実家の嫡男。弟・喜八は新島先生の臨終にも侍った新島家の書生で、二人は八重の「またいとこ」に当たる。権八の実家・永岡の本家の嫡男が永岡久茂である。斗南藩では山川浩に次ぐ参事の一人で、明治9年10月の前原一誠の萩の乱に呼应して政府転覆を謀つて、東京小網町の思案橋で警官と乱闘となり、事破れた思案橋事件は永岡久茂が首謀者であつた。永岡清治は明治5年、覚馬を頼つて斗南より上洛して厄介になり、8年に滋賀県庁へ十五等で出仕していたが、思案橋事件が起きるや、永岡久茂の親類ということで嫌疑を受け、勾留、取調を受けている(放免とはなつた)。

国事犯に対する明治政府の追及は、かくも厳しかったのである。八重も覚馬も永岡久茂と尚之助の関わりを、この事件を通して深く知った可能性が大きい（早川広行「永岡清治と山本兄妹」Ⅱ岩澤信千代著「不」参照）。

同志社側の、川崎八重であった明確な再認識は、昭和13年刊の徳富猪一郎（蘇峰）著『我が交友録』である。蘇峰は『会津戊辰戦史』の文言を紹介して、この事を記している。盛名ある言論人・蘇峰のこの書を通して多くの同志社人は八重の再婚を知ったとしてよい。

然し、様々な慮りと八重への関心の相対的低さが相俟って、その後、この事は少数の人々を除いて同志社人の口端にのぼる事はなかった。唯、昭和40年代、杉井六郎・人文科学研究所名誉教授（当時、助教。故人）が、尚之助の事歴を実証的に研究する要を人文科学研究所の研究会で提言され、また、当時の田畑忍・学長も八重再婚の事を知っておられたとの事である（西田毅・法学部名誉教授談）。当時は、尚之助関係史料の存在も判らず研究は結実に至らなかったの

である。

昭和62年版の井上能孝著『函館英学史始め』には「斗南藩川崎尚之助・藩米倉省三の大豆・唐米約定の件」を含めて9件の尚之助関係項目が記されている。当時、この書が注目されておれば尚之助について、もっと早く明らかになったであろう事を付記しておく。北海道立文書館の「開拓使公文録」の英訳の事など記されているのであるから。

平成13年、筆者は「山本覚馬覚え書」Ⅱ『同志社談叢』No.21に於て、従来尚之助についての記述は、伝聞に依るもので、史料の裏付のないものが大半である事を指摘し、かつ、覚馬と尚之助が幕末、江戸の蘭医・大木忠益（薩摩藩に請われて出仕、名を坪井為春とする。「山本覚馬」伝記での、大木衷域は実在せず。なお、佐久間象山の門人録・『及門録』に覚馬の名はあるが、尚之助が象山の門人とする記録は未見）の蘭学塾の同門である事を記しておいた。

昭和8年刊の関場不二彦著『西医学東漸史話余譚』には、尚齋（尚之助の号）が「杉田、大概尋で坪井諸家の門に入り蘭語及医学を修め…」とあるが、「史

話」ゆえか、記述の根拠となる史料は幸けてなく、検証なしには引用し難い点がある。尚之助が医学の面で会津藩に貢献した形跡は全くない。（関場氏は会津藩士の子孫で医師）。

尚之助と八重の結婚の日時は不明である。慶応元年とすれば、尚之助28、八重20となる。もう少し早く、覚馬が上洛したとされる元治元年2月以前の可能性もある。父親・権八も京都守護のため上洛中で山本家は男性不在となるからである。或は、権八が会津に帰った後の可能性もあるが、権八の帰郷の期日は判っていない。離縁の日時も不明である。

なお、『幕末会津藩往復文書』上 362頁、元治元年10月8日付記事に「川崎正之助」をこの春に京都守護のため林権助と一緒に上洛させる予定を立てたが用があり実現しなかった、今また、京が必要（7月19日の禁門の変後の守備か）ゆえ上洛させてもらいたい旨の書付がある。正之助が尚之助と改めた形に藩文書に記されていないのは、この時点で尚之助は会津藩士として正式に登用されていなかったゆえではないかと思われる。

2 為すことあらんと欲す

小川涉著『会津藩教育考』の記述が尚之助に関して最も信頼するに足る（小川Ⅱ明治40年没 享年64 是会津藩校・日新館から江戸の昌平黌に進んだ俊才で、斗南移住後、青森に移り青森新聞を興した人物で、旧藩中、最高水準の旧会津藩教育の姿を伝えん為、史料を渉猟し、関係者に当り、明治16年脱稿。出版は昭和6年暮）。

小川涉の以下の記述には、尚之助が会津のために己を滅した事実を知りながら、意図的に明白にしなかつた感がある。然し、何事かがあつた、と示唆している。同書「古人事歴」の中の古川春英 川崎尚齋から、尚之助に関する部分を記しておく（古川は尚之助とは昵懇の優秀な蘭医）。

「尚齋は初め正之助といふ、我藩に来り土津神君（会津藩祖・保科正之）の諱を避て莊之助と改む、出石藩 但馬国 医家の子にして江戸に來り蘭学及び舎密術を修めぬ、…安政4年会津に蘭学所の設置あり、山本覚馬、南摩綱紀これが教師となり：是より先数月尚齋会津に來り覺

馬に面しければ、覚馬その非凡なるを知り家に止めて官に薦めしに、四口俸（四人扶持）を給して教授を囑託せらる、尚齋曰不肖以て人の師たるに足らずと雖も

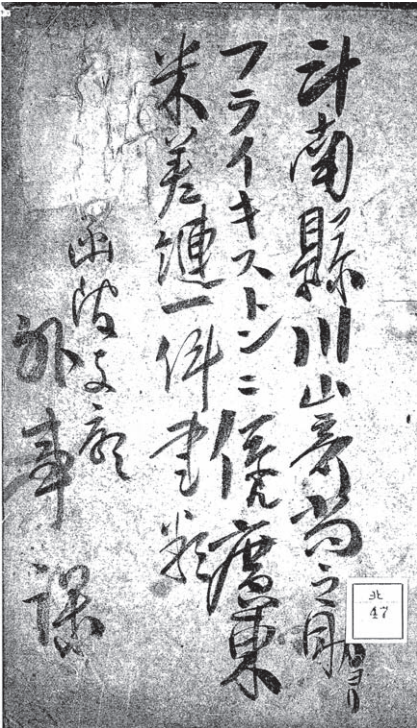
尽す所あらん、今寄食その人（山本家）あり口俸は敢て当らずと、官乃ち若干金を野村監物に下付し尚齋に贈らしめき、監物時に蘭学所の司官たるを以てなり、…二人（蘭医・古川春英）黽勉（黽Ⅱつとむ）教授に尽し累増せられ十三口俸を賜はりき、…尚齋は終始教授と器械の製作に従事し、後には喇叭及び銅製パトロン等を製し得るに至りしかば軍用上の便宜密ならず、…その職に従事するの間軍事を計画し防戦に勞する等譜代士の及ばざる所人皆その気概に服せざるものなかりき、…尚齋は性灑落胸中一物なし、斗南に移るに及びて為すことあらんと欲し外人に謀りしが、其事遂に敗れて却つて累を来せしが事解け明治六年東京に於て死せり、…墓は東京今戸町の某寺（称福寺か。後述、古川末東の記参照）にありき」（傍線は竹内。パトロン＝patroon 葉包、葉莢。これをpatroonias (ch) 弾葉盒とするのは先述、関場著作）。

大正11年6月の『会津会々報』No.20に、

古川末東記「古川春英と川崎尚之助」があるが、小川の記述を踏襲し、旧会津藩士たちの尚之助についての見聞の談話を若干、付加したのみで、函館での尚之助の、藩のための苦闘に何ら触れる所がない。この中に、水島純（山本家の隣が水島家）の談として「米沢藩士小森沢長政曩に会津に來り砲術を尚之助に学ふ、故に長政力を尽くして其窮困（東京での尚之助の生活）を救助したりといふ」とある。この話は他者からの伝聞で、実見したものでない事は「…といふ」表現から判るが、後述のように、傍線部分は史料が存在する。

尚之助は会津藩降伏・開城の直前、籠城していた他藩の士（大山柏著『補訂戊辰戦史』下巻では「客兵」と共に密かに城外に去つたとされた）たりしていたが（昭和58年刊の福本武久著『小説・新島八重 会津おんな戦記』これも事実でない事が判明している（後述））。

平成3年刊の松野良寅著『会津の英学』に、明治6年8月、覚馬が八重の介助で上京し、小野組転籍事件で東京に拘留されている京都府権大参事・榎村正直の釈放運動中、尚之助と浅草の鳥越で再会し、



阿部氏は北海道史編纂に携わった人物。ライキストンはブラキストンの事である。開拓使函館奉行のトップだった杉浦誠(江戸幕府最後の箱館奉行。文人で、正義感の強い人物として知られる)と函館英国領事との、表題に関わる一件についての任復文書が多く含まれている。表紙共35丁。

京へ迎えようとしたが応じなかった、という記述があるが、尚之助は当時、後述の裁判進行中で東京を離れる事は許されない身である。再会があったとしても、その確証は未見である(この書には八重と尚之助の結婚の事は明記されている)。

以下、右傍線3カ所について、平成24年に「八重の桜」が契機となって再発見された史料に基づき検証しておく。

会津若松市立会津図書館蔵の文書「御近習人別帳」に「拾三人 大砲方頭取河崎尚之助」とある。但、この「帳」は明治後半に、個人の蔵本からの書写で、正確な史料に基づくものではない。「近習」は本来、文官だが、外様(武官)である覚馬も「拾九人 大砲頭取 権八(山本覚馬)とあり、『幕末会津藩往復文書』では覚馬は「十六人扶持」「大砲方頭取御雇」とある。覚馬は家督を襲いでおらず「御雇」が正しく、「十六人扶持」の方が公的といえる。なお、覚馬を公用人とする会津藩の記録は存在せず、覚馬の友で公用方であった広沢安任が否定している(『近世首者鑑』)。

米沢市立米沢図書館でも尚之助関連史料

月、他の謹慎組共々、東京移送・謹慎となった1720人の中にいたのである(『東京謹慎人別 イロハ寄』「松平家文書」会津図書館蔵)。

明治3年春から冬にかけて、旧会津藩人士は家名再興を許された新天地・下北半島(斗南藩と命名)へ移住する。その移住者名簿「海陸移住被渡吟味一件」(松平家文書 会津図書館蔵)には尚之助の名はない。(『旧斗南藩士族名籍便覧』には「田名部村 川崎尚之助」とある事を付記しておく。田名部村は現、青森県むつ市内。この「便覧」は個人蔵で、その

料の再発見があった。

① 慶応4年閏4月27日、先述、尚之助の困窮を助けたとされる小森沢長政(琢蔵)ら米沢藩士44人が戊辰戦争が始まった後、敵に対抗するため、急ぎよ、会津へ砲術修行に來ている(『上杉家御年譜十七 齊憲公(3)』及び、『渡部家寄贈文書』108)。尚之助も指南役の一人であったと推定される。44人中に後述の内藤新一郎の名はない。

② 「明治三庚午十月 御触書(内藤新一郎記)」「鶴城叢書」巻之百七十三(二)の明治4年2月26日の記述は左の如くである。

二 金小判壹枚 常備砲兵内藤新一郎

右ハ兼而操練道ニ志し篤く出精罷在候内旧会臣川崎莊之助江隨身練兵ハ無申迄大砲四斤之奥意を相極メ平日渡部確太郎江示合藩之常備二用立度存し只管勉勵精熟篤志稀成るものニ付為褒美右之通遣候事 辛未 二月廿六日

右は米沢県の褒状で、内藤新一郎が洋式四斤砲の操練を尚之助から直伝されていた事が判る。なお、同書、4年8月1日の記述から、山本一家が内藤家に会津

作成の経緯は筆者には不明)。

忽然、尚之助は明治3年10月27日(以後、明治は略)、函館に姿を現していた。これは、「開拓使公文録」(北海道立文書館蔵)の中に彼に関係する史料が夥しく存在すると、平成23年12月に新聞報道され、この史料によって、彼の函館行から8年3月20日の病死迄とその後の顛末が明白になったのである。以下がそれである(史料1参照)。

(1) 函館行
目的は飢餓の極みにあった斗南の人々

開城後(いつからかは不明) 寄留(八重は「川崎尚之助妻」と記述)、同4年8月3日、京の覚馬の許へ出立した事が判明する(覚馬の妻・うらはは上洛せず)。これに対応する旧会津藩側の記録は明治4年の三元斗南藩貫属各府県出稼戸籍簿「北会津郡役所文書(会津図書館蔵)」で、「城下 内藤新一郎方出稼 山本権八妻 辛未年六十二、嫁同三十五、孫女十伯母同六十八 合四人女」「川崎尚之助妻 辛未年廿七 合一人女」とある。

『米沢戊辰実記』「会津部」(米沢図書館蔵)には、内藤新一郎や小森沢琢蔵らが会津籠城の始まる慶応4年8月23日早朝迄、山本家に18日間も厄介になっていた、敵弾飛交う中、城下を脱出して米沢に戦況報告に走った事が記されている。内藤家と山本家には、かかる繋がりがあった。

3 饑餓傍観黙止し難し

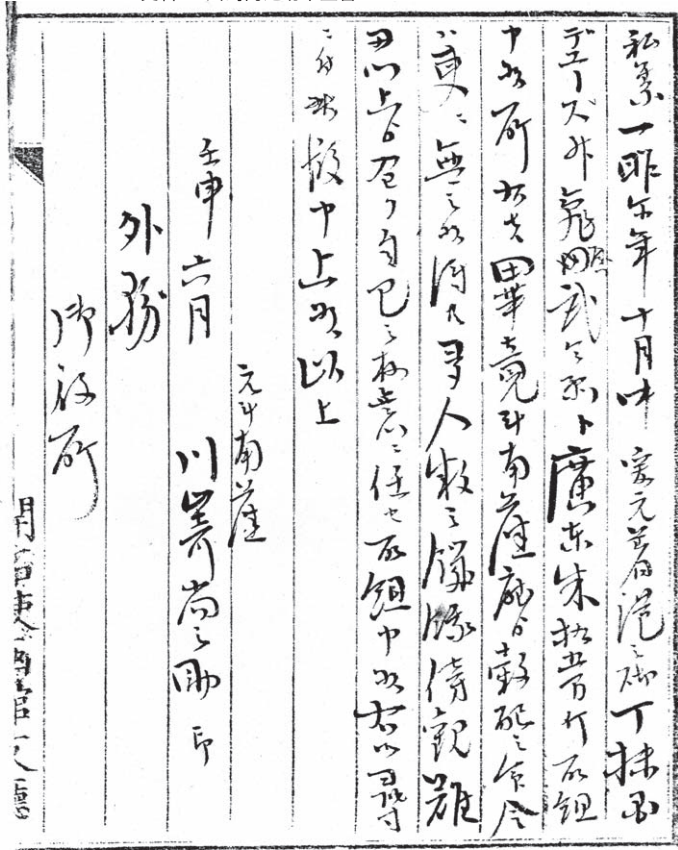
尚之助は会津開城前(先述、大山柏は「落城」とする。旧会津藩関係者は「開城」とする者多し)に、客兵として脱出はしておらず、籠城の会津藩士の一人として猪苗代に収容・謹慎となり、明治2年正

を救うための糧米調達であり藩命であった(後に開拓使の取調に対しては藩に累の及ばぬ様、「鏡山興起」を目的としている)。尚之助の上司として函館へ同行した柴太一郎(以後、太一郎と略)『佳人之奇遇』等で知られる東海散士・四朗と五郎(後、陸軍大将の長兄)から、事の顛末を聞かされていた五郎は「藩命」としている(『ある明治人の記録』会津人 柴五郎の遺書)。

「拳藩流罪」の、極貧と極寒の凄まじい斗南での生活を物語るのがこの書である。五郎は己れを飾らない武人として知られているが、函館での糧米調達事件は太一郎が藩に累を及ぼさぬ様、一人で責任を取って服罪したと記し、尚之助の名は完全に消されている。当時、太一郎は斗南藩では、官員の下の準官で刑法掛。尚之助は藩の吏員ではない。藩の最高権力者は権大参事・山川浩である(健次郎捨松の兄。葛西富夫著『新訂会津・斗南藩史』参照)。

(2) パーター約定と妨害

尚之助と太一郎は函館に先行していた藩の御用商人というべき米座省三(以後、米座と略)の止宿に身を寄せ、彼の案内



「開拓使公文録 本庁往復附録」
(簿書5820 件名72)

五斤取組申候所右者畢竟斗南藩方之御意ニ付此段申上候以上
(私儀一昨年中爰着港之砌丁抹国デュース外亀屋武衛ト人多東米拾
傍観難止方全ク自己之存意ニ任セ取組申候右御尋二候得之候得
斗南藩 川崎尚之助 註 亀屋武衛は問屋)

る。 7年3月、日本政府はデ
ンマーク公使に、この約定
は私用で、全く藩用でない
と確定している、と通告す
るがデュースは承服しな
い。彼は地租を滞納(58
5ドル強)していて、日本
政府に納入を要求される
と(8年5月、尚之助没後)
斗南藩への債権1万18
85両を含み3万ドル弱
の、日本政府への債権があ
ると逆訴する③。デンマ
ーク公使が地租滞納はデ
ュースに非がある、といつて
も聞き入れなかつたので
ある。日本政府も逆訴の判
決ができるまで滞納金の徴
収を延期した。彼を少しは

り、尚之助らは司法省↓外務省、それが
終つて、また司法省と取調の管轄を移さ
れている。

4日弘前県↓同9月23日青森県 の辰野
宗城は再三、デュースとの約定は藩に関
係なき事と司法裁判所で申述し、また、
かつての、藩の最高権力者・山川浩も外

開拓使に提訴する①(4年4月11日付)。
斗南藩会計掛・辰野宗城は、約定は藩の
全く関係しないもので、責任は約定した
当事者が果すべき、と開拓使外務掛へ上
申する(4年4月27日)。これに呼応す

るかの如く、尚之助、太一郎両者は函館
行の目的は、先述「鍊山興起」で、約定
は藩命でなく自分達の意で行つた、と同
外務掛へ口述する(4年9月5日)。
当時の裁判は「口供甘結」(自白)を
最も重視していたのであるから、右の口
述をうけて、開拓使外務掛・松平正親(旧
名・太郎、函館戦争榎本軍副総裁)名で
デュースに対し、この約定は藩命でない
事は斗南藩官員(辰野宗城)の言からも
尚之助らの口述からも明白であり、尚之
助が「身代限り」賠償すべきものであり、
米座は目下取監中で相当の処分が下され
る筈であるから了承を得たい、と英文書
簡を送る(5年4月21日)。

差押えられ(詳細は「会津人群像」No.22
拙論参照)米の蔵出しができなくなる。
(3) デュースの三つの詞訟(訴訟)
デュースは約定不履行による損害の責
任を斗南藩にあるとして賠償を藩に求め
開拓使に提訴する①(4年4月11日付)。
斗南藩会計掛・辰野宗城は、約定は藩の
全く関係しないもので、責任は約定した
当事者が果すべき、と開拓使外務掛へ上
申する(4年4月27日)。これに呼応す

に賠償責任ありとするデュースは納得せ
ず、デンマーク弁理公使を通して外務卿・
副島種臣に上訴する②(5年6月中。廃
藩置県4年7月14日によって旧藩の公
的債務を政府が引継)。
一方、尚之助は賠償の責を一人で負う
ことになり、再び「饑餓傍観難禁止」と
申上書を開拓使外務掛へ出す(5年6月。
史料2参照)。デュースの賠償要求額は
一万両を超えており、斗南藩には到底そ

の力はなく、約定は「全く自己之存意」
で藩命でないこと述べ、藩を救うのである。
5年8月、司法省裁判所が設置され
外国人と日本人間の訴訟は此所で審理と
なつて、太一郎と尚之助は東京へと護送
される。米座はブラキストンによる米手
形差押えの原因となつた人物であるが、
ブラキストンが、80両の金を密かに与え
て、彼を逃走させ、函館にいないため、
米手形の取返しの手配ができなくなつた
りしていた。4年8月、東京で捕縛、函
館へ送られ取監中である(後、6年、東
京での裁判のため東京送り、終ると函館
送り、また東京へ送られる)。米座は藩
の御用商人に非ずと斗南藩から開拓使へ
上申されており、早くから、デュース提
訴の裁判では除外されている。
東京での尚之助は主に、会津人の所へ、
転々と移りながらの生活である。町預か
りの身分で、行動を監視する責付人を要
したのである。太一郎も同様であるが、
旧会津藩では譜代の士であるから、親類
宅などに厄介になつたりしている。

この取引は英商・ブラキストン
(Blakiston, Thomas Wright 津軽海峡を
境として動物分布の異なる事を発見、プ
ラキストンラインの名を遺す)によつて
約定書の米手形を理不尽にも、一年間も
差押えられ(詳細は「会津人群像」No.22
拙論参照)米の蔵出しができなくなる。
(3) デュースの三つの詞訟(訴訟)
デュースは約定不履行による損害の責
任を斗南藩にあるとして賠償を藩に求め
開拓使に提訴する①(4年4月11日付)。
斗南藩会計掛・辰野宗城は、約定は藩の
全く関係しないもので、責任は約定した
当事者が果すべき、と開拓使外務掛へ上
申する(4年4月27日)。これに呼応す

6年8月、外国政府・人民の日本政府
に対する詞訟(訴訟)は外務省扱いとな

特別寄稿 ■

納得させようとしての処置かと推察される。

デュースは22年4月7日急死する(享年55)。延滞金等を日本政府は棄捐として決着する(27年8月)。これでデュースに関わる問題は終了した事になる。

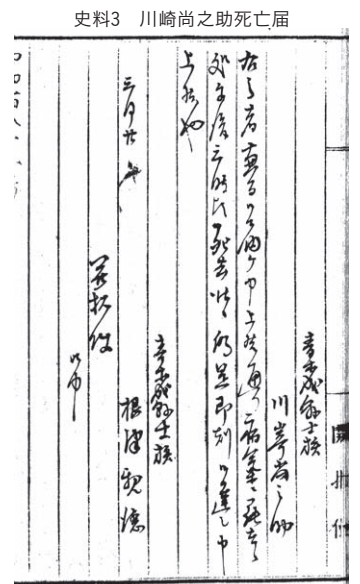
(4) 対ブラキストン裁判と尚之助の死
約定不履行でデュースに賠償請求されたのはブラキストンの妨害によるとして、尚之助は彼を開拓使外務掛へ正式に提訴する(4年4月)。蔵の中でひと夏を過ぎた1500俵の米は劣化・目減りしており、尚之助は開拓史にブラキストン立会の許、劣化・目減状態を確認してくれるよう何回も懇願したのであるが実現せず、ブラキストンも函館英領事ユースデン(Eusden, Richard)も不誠実な対応を繰り返していたのである。ユースデンに代ったトゥールブ(Troup, Jans)代理領事の協力で、4年12月に米手形を取戻したが、結局、尚之助は米価下落時の5年2月に、この劣化・目減した米を1440両で売却してデュースに渡している。この時点でデュースの請求額は1万1885両であった。

デュースの外務卿への上訴で先述の如く、尚之助は、森林太郎(鷗外)も当時、在学していた東京医学校病院で42日間の病床生活の後、8年3月20日午後3時ごろ、慢性肺炎症のため永眠(史料3参照)。39歳5カ月の命であった。当時、付添の40歳以上の女性が病室で自炊して看病するのが一般的であった(『中外医事新報』1200号、入江達吉論文)。尚之助は家庭の安らぎらしき事を少しは感じたであろうか。尚之助をこの病院に入れ得た人物は不明である(根津は後に、尚之助の面倒をみた諸費用32円弱を開拓使に請求、11年8月に認められたのは5円50銭のみである)。書生の彼にそのような力があつたとは考えられない。以上、尚之助の死の直前の行動は不可解である。根津の言をどこまで信用すべきかである。尚之助が会津若松や釜沢に現れたとする史料は未見である。釜沢は久茂と行動を共にしていた書生・井口慎次郎の母や叔父が会津から移住している所である。井口慎次郎は思案橋事件で除族の上、斬罪となった旧会津藩3人のうちの一人である(10年2月7日 享年23)。久茂は事件の乱闘での傷が因で鍛冶橋監倉に

て獄死(10年1月12日 享年38)。
尚之助の最期の面倒をみたのは根津(平山主一も少し関わっている)であるが、この2人は久茂の書生であるから、久茂の意あつての事は明白である。尚之助と久茂とは深い繋がりを有していたといえる。久茂が反政府の論陣を「評論新聞」によって張るのは8年4月以降で尚之助の没後であるが、久茂と尚之助は思想的に共鳴していた可能性はないのであろうか。
根津、平山主一は警視庁のスパイと目されている人物で、思案橋事件では逮捕、裁判に掛けられたが無罪放免となつてい

く、尚之助らは東京送りとなつて、函館での対ブラキストン裁判は中断していたが、デュース上訴裁判は決着したので、7月設置の函館裁判所で行う予定)。米座は監視付で函館へ送られている。太一郎はこの裁判には無関係と申立、東京を離れざる事を条件に函館行は免れている。司法省では当初、尚之助を官費で陸路、監視人付で送る事にしてしたが、尚之助の方から私費で、18日の船便で行くと申出る(7年5月12日)。この頃、尚之助は浅草元鳥越明神裏通の川村三吉方下宿。但、川村は司法省へ届出である責任人でなく(頼まれて病気の尚之助を下宿させただけと司法省へ弁明)、責任人は川上啓蔵(尚之助知人)となつていたが、これは川上啓蔵の知らぬ間に仕立て上げられていた事である(後述、根津親徳による)。ともあれ、尚之助が子供相手の手習い師匠をしていたという伝承を裏付ける史料は未見である。この頃、尚之助の責任人は会津人・加藤保次郎になった。8月になつても尚之助は函館に姿を見せない。事情聴取のため開拓使東京出張所が川村三吉を召喚すると、永岡久茂(以

右の計画も知っていたと思われる。兼而候御届ケ申上候通り病氣二即之者罷在候御達申上青森県士族 根津親徳三月廿日 御開拓使 御中
明治八年三月廿日付
根津親徳(金次郎)は平山主一(郎)と茂のい話転覆の計画も知っていたと思われる。兼而候御届ケ申上候通り病氣二即之者罷在候御達申上青森県士族 根津親徳三月廿日 御開拓使 御中
明治八年三月廿日付
根津親徳(金次郎)は平山主一(郎)と茂のい話転覆の計画も知っていたと思われる。



史料3 川崎尚之助死亡届

後、久茂と略)の書生・平山主一(主一郎)が川村三吉の代りに出頭し、川村三吉が詳細は根津親徳(金次郎、久茂書生以後、根津と略)に聞いてくれるよう言っていること申出る。根津は、尚之助は加藤尚次郎同道で会津若松を経て函館へ向つたが会津若松で脚氣を患って遅れていたが快くなつたと便りが来ているので間もなく到着する筈と申述する。ところが一向に到着しないので更に追及されると(8年2月)、根津は、実は、尚之助は釜沢(旧斗南藩領、当時、青森県。現、岩手県二戸市)に止宿中、大病となり8年2月5日、突然帰京し7日より東京医学校病院に入院したと届出、責任人を加藤保次郎から根津本人に変更する。

尚之助の死の直前の行動は不可解である。根津の言をどこまで信用すべきかである。尚之助が会津若松や釜沢に現れたとする史料は未見である。釜沢は久茂と行動を共にしていた書生・井口慎次郎の母や叔父が会津から移住している所である。井口慎次郎は思案橋事件で除族の上、斬罪となった旧会津藩3人のうちの一人である(10年2月7日 享年23)。久茂は事件の乱闘での傷が因で鍛冶橋監倉に

助のうしろに久茂の影がある話である。尚之助の死によつて裁判の結審に影響が出て、遺族など関係者探しが司法省によつてなされたが、斗南藩を引継いだ青森県からは、八方探したが遺族なしと回答されている。関係者が、尚之助の妻は八重、覚馬の義弟という事を承知の上での回答であつたか否か定かでない。太一郎は無関係者とされている。

八重が、4年8月迄、尚之助の妻として知られていた事は既述したが、妻として探し出されておれば(思案橋事件に絡んで、滋賀県庁出仕の永岡清治が勾留された事から見れば、容易の筈)、対ブラキストン裁判は継続されていたと推察される。尚之助の東京での死の供養の事などもあつた筈である。
太一郎は、7年11月に内務省警保寮十等出仕となつている。警保寮は国事犯に対処する部局である。久茂は警保寮の探索の対象であるとしてよい。久茂の近い処にいた尚之助も然りといえる。かつて、藩の飢餓を救うため心一つにしていた二人は今や全く相容れない立場になつていたのである。太一郎は弟・五郎に尚之助の真実を語れない状況にあつた、とい

える。

4 最後の裁判

これまで記してきた裁判は、いわば、民事訴訟である。9年5月からは、太一郎と米座に対する、「刑律」を犯した罪を問う裁判が始まるのである。当時の「刑律」は「新律綱領」（3年12月20日頒布）と「改定律例」（6年6月13日頒布）が並列して施行されていた。復古的に、八虐六議がいきっており、勅・奏任官の犯罪は朝廷の許可なしには問糺することもできず、量刑については、華・士族、さらに官員にも庶人と同じ刑では、おかしいとして問刑が適用されていた。罪を金銭であがなう贖罪もあつた。例えば、庶人は正刑の懲役（労役）に対し、士族は問刑の禁錮（かつての、一室での禁愼。7年6月24日禁獄と改め収監）で済んだのである。

この裁判は8年4月14日の大審院設置、司法権が司法省より独立したのに伴って設けられた東京上裁判所（司法省裁判所に代わるもの）で行われたのである。函館に収監中の米座は東京へ送り返されての上である。太一郎も被告人の身で警

保寮出仕は、まずいとして辞任している（9年5月8日）。

太一郎と米座は「新律綱領」巻5の「詐偽律」に問われ、米座は「斗南藩商法懸」に非ざるに、そう称して藩用の如くしたとして、「詐称官」の罪、「懲役2年半」（拘留期間が5年半に及び、即釈放となつた）。太一郎は、尚之助や米座がデュースとの約定書での肩書が偽りであり、約定も藩命によるものでないのを黙認して「奥印」した「詐偽官文書」の罪、米座に準じて、「懲役2年」を問刑の「禁獄2年」とすべきを特別に、罪三等を減じて「禁獄百日」となった（収監されている）。

この申渡（判決）をしたのは六等判事・小松清治であろう。彼は馬島姓で会津藩医・馬島常謙（通称、瑞謙）の男で、維新後、ドイツ留学から帰りと歌山藩に出仕して小松姓にしたのである。会津藩時代、尚之助と覚馬に蘭語を学び、覚馬の世話でロシア商人・カール・レーマン（4300挺のツンナール銃の輸入契約を覚馬らと結ぶ）に付添われて慶応3年、長崎から渡欧している。尚之助は彼の師である。十二分に尚之助の事を知っている

たのである。彼は、この申渡の内容を外務省へ伝える公文の中に二伸として次の如く述べている。「米座省三亡河崎尚之助柴太一郎等極貧ニテ財産無之趣ハ兼テ申進置候得共尚為念本籍并ニ寄留地ニ至ル迄夫々詳細取調候処財産無之候間此段モ為御心得申進候也」（十二年、徒烏斯滞租訴訟一件、外事課）

「開拓使公文録」簿書3756）。尚之助や八重、覚馬に対する心遣いが伝わってくるものがある。

もう一人、尚之助の知友が東京上裁判所にいた。大島貞敏・五等判事である8年6月3日付で尚之助の件を開拓史に問合せている。彼こそ、尚之助の出身とされる出石藩に隣接する養父の大藪（現、大島家二十代で、19歳の安政3年、江戸の大木忠益の蘭学塾に入門、この塾に川崎正之助がいた事を、その回顧録・『業陰夜話』に書き遺してくれている人物で、これによって、覚馬と尚之助が大木塾の同門である事を知り得るのである（この塾には出石藩の後、初代東大総理となる加藤弘之も在籍していたが、彼は尚之助には一言も「伝記」では伝えていない）。

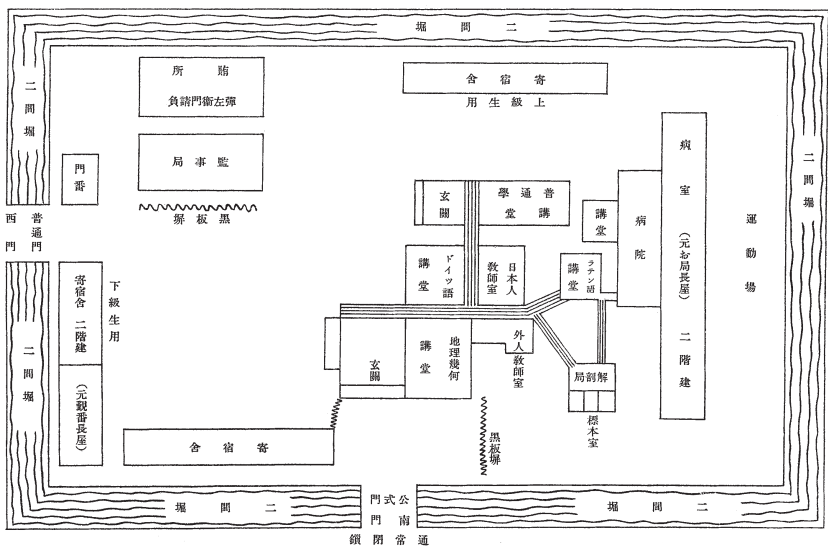
5 おわりに

川崎尚之助（天保8年11月頃〜明治8年3月20日 享年39歳5カ月）の生涯を可能な限り史料（主に、「開拓使公文録」）に基いて紹介してきた。己れを一切語らず会津のために一身を賭して働き、滅んでいった尚之助は、お家大事の山川健次郎にとって「浪人」に過ぎない存在ではあろうが、事を知っていたと思われる小川渉の「譜代士の及ばざる所人皆その気概に服せざるものなかりき」、こそが尚之助の真の姿を伝えており、正当な評価であると筆者は確信している。

八重も覚馬も佐久も密かに、尚之助に鎮魂の祈りを捧げていた事と思われる。筆者も然りである。（了）。

〔付記〕 尚之助の出身の地とされる出石

（現、豊岡市内）には、尚之助の出自を示す明白な史料は未見で、旧出石藩士・川崎家（医家ではない）の菩提寺・願成寺の「墓石台帳」に尚之助と没年月日（8年3月20日）が同一の「川光院清寄静友居士」とあるのが唯一の史料といつてよい。没年月日が同一で、尚之助の法名である蓋然性は高いが、確証が未見なのは残念な事である。証する史料の出現を切に俟つところである。



川崎尚之助終焉の地・東京医学校平面図
（『東京帝国大学法医学教室五十三年史』より）